特定路線価設定申出書などの記載例

評価する土地等に接している道路に路線価が設定されていないため、その土地を評価することができない場合に、その土地等を評価するための路線価（特定路線価）の設定を申し出るために使用します。

税務署受付印

~~平成~~令和△年分　特定路線価設定申出書

課税年分を記入します。

○　○　税務署長

令和○年○月○日

申出者（納税義務者）　住所（所在地）〒　○○○－○○○○　○○市○○５丁目６番７号

氏名（名称）　国税　三郎

納税義務者からの申出に限ります。

職業　（業種）不動

相続税等の申告のために必要がある場合のみ申し出ることができます。

特定路線価の設定が必要か確認するため、「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」をご活用ください。

相続税等の申告のため、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を評価する必要があるので、特定路線価の設定について、次のとおり申し出ます。

1　特定路線価の設定を必要とする理由	☑　相続税申告のため（相続開始日Ｒ△年８月20日） 被相続人（住所　○○市○○５丁目６番７号　氏名　国税　太郎　職業　不動産貸付業） □　贈与税申告のため（受贈日
2　評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等	「別紙　特定路線価により評価する 価を設定する道路の所在地、状況等の
3　添付資料	(1) 物件案内図（住宅地図の写し (2) 地形図（公図、実測図の写し） (3) 写真　撮影日Ｒ○年３月 (4) その他（・特定路線価設定申出書の提出チェックシート　・令和○年分路線価図○○○○○ページ　・登記事項証明書の写し）
4　連絡先	〒○○○－○○○○ 住　所　○○市○○町１２３番地 氏　名　埼玉　京子 職　業　税理士　電話番号　○○○ ○○○-○○○○
5　送付先	□　申出者に送付 ☑　連絡先に送付

※　□欄には、該当するものにレ点を付してください。

添付書類には、評価する土地等及び特定路線価の設定を申し出る道路の位置が特定できるよう適宜の目印などを付記してください。　＜例＞

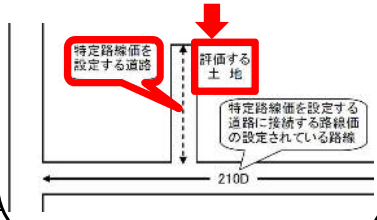

回答書の送付先をいずれか指定してください。
（注）いずれの場合も、申出者名で回答書が作成されますのでご了承ください。

（資９－29－Ａ４統一）

◎　この記載例の４枚目「評定担当署一覧」をご覧いただき、該当する評定担当署に提出（持参又は郵送）してください。

◎　この申出書を提出した場合でも、評価する土地等を、路線価を基に評価することができる場合には、特定路線価を設定しない（回答できない）こととなりますので、ご了承ください。

◎　申出書の様式は、国税庁HPの関東信越国税局サイトからダウンロードできます。
（https://www.nta.go.jp/about/organization/kantoshinetsu/index.htm）

◎　相続税申告をされる方は、e-Taxをご利用ください。

「相続税e-Tax特設サイト」→

別紙　特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書

土地等の所在地 （住居表示）	○○市○○５丁目１２３番１１ 及び同所１２３番１３ （○○５丁目３番４号）	
土地等の利用者名、 利用状況及び地積	（利用者名）国税三郎 （利用状況）宅地（自用地） １４５．５ｍ	ｍ²
道路の所在地	○○市○○５丁目１２４番６ 及び同所１２４番７	
道路の幅員及び奥行	（幅員）４．２ｍ　（奥行）約２５ｍ	ｍ
舗装の状況	☑舗装済　・　□未舗装	
道路の連続性	□通抜け可能 （□車の進入可能・□不可能） ☑行止まり （☑車の進入可能・□不可能）	□通抜け可能 （□車の進入可能・□不可能） □行止まり （□車の進入可能・□不可能）
道路のこう配	約３度	度
上水道	☑有 □無（□引込み可能・□不可能）	（□有 □無（□引込み可能・□不可能）
下水道	☑有 □無（□引込み可能・□不可能）	□無（□引込み可能・□不可能）
都市ガス	☑有 □無（□引込み可能・□不可能）	□無（□引込み可能・□不可能）
用途地域等の制限	（第一種住居）地域 建蔽率（６０）％ 容積率（２００）％	（　　）地域 ％ ％
その他（参考事項）	建築基準法第４２条第１項第５号に該当する道路（○年○月○日に位置指定を受けたもの） この道路に接道する土地の所有者６名が同一持分を所有しています。	

特定路線価により評価する土地等の所在地等を評価単位に基づき、画地ごとに記載してください。

その土地等の利用者名、利用状況及び地積を記載してください。土地等の利用状況については、「宅地（自用地）」、「宅地（貸地）」などと記載してください。

「特定路線価を設定する道路」の所在地の地番を記載してください。

「評価する土地等の前面道路の幅員」及び「路線価の設定されている路線からその土地等の最も奥までの奥行距離」を記載してください。

特定路線価を設定する道路にこう配がある場合に傾斜度を記載してください。

各欄の「引込み可能」とは、「特定路線価を設定する道路」に上下水道、都市ガスが敷設されている場合又は、「特定路線価を設定する道路」に敷設されていないが、引込距離が約50m程度で、容易に引込み可能な場合をいいます。

その土地等の存する地域の都市計画法による用途地域、建蔽率及び容積率を記載してください。

上記以外に土地等の価格に影響を及ぼすと認められる事項がある場合に記載してください。
また、「**特定路線価設定申出書の提出チェックシート**」を併せてご活用ください。

（資９－30－Ａ４統一）

特定路線価設定申出書の提出チェックシート

申出者氏名：　国税　三郎

土地等の所在地：　○○市○○5丁目123番11ほか1筆

「特定路線価設定申出書」を提出する場合には、次の事項のチェックをお願いします。

1　特定路線価の設定を必要とする理由は、相続税又は贈与税の申告のためのものですか。

いいえ → 相続税又は贈与税の申告以外の目的のためには、特定路線価を設定できません。

☑　はい

2　評価する土地等は、「路線価方式」により評価する地域（路線価地域）内にありますか。
※財産評価基準書（路線価図・評価倍率表）でご確認願います。

いいえ → 「倍率方式」により評価する地域内にある土地等は、原則として固定資産税評価額に所定の倍率を乗じて評価しますので、特定路線価の設定は不要です。

☑　はい

3　評価する土地等は、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等ですか。

いいえ → 原則として、既存の路線価を基に画地調整等を行って評価しますので、特定路線価の設定は不要です。
評価方法など不明な点につきましては、税務署にご相談ください。

☑　はい

4　特定路線価の設定が必要な道路は、建築基準法上の道路等（□公道　☑私道（位置指定道路）□その他）ですか。
※　該当するかどうかご不明な場合は、県又は市町村の部署（建築指導課等）で確認できます。

いいえ → 原則として、既存の路線価を基に画地調整等を行って評価しますので、特定路線価の設定は不要です。
評価方法など不明な点につきましては、税務署にご相談ください。

☑　はい

特定路線価を設定する土地等の所在する地域の評定を担当する税務署（裏面参照）に、このチェックシートとともに「特定路線価設定申出書」を提出してください。

※1　特定路線価は、原則として「建築基準法上の道路等」に設定しています。
なお、「建築基準法上の道路等」とは、建築物の建築に必要とされる道路等であり、次のものをいいます。
①　「建築基準法第42条第１項１号～５号又は第２項」に規定する道路
②　「建築基準法第43条第２項１号又は２号（平成30年９月25日改正前の建築基準法第43条第１項ただし書を含む。）」の適用を受けたことのある敷地に面する道

※2　財産評価基準書（路線価図・評価倍率表）は国税庁ホームページ【www.rosenka.nta.go.jp】で確認できます。

※3　特定路線価の設定には、概ね１か月程度の期間を要します。

※4　このチェックシートについての不明な点につきましては、特定路線価評定担当署（裏面参照）の評価専門官にご相談ください。

※5　税務署での面接による相談は、事前予約制とさせていただいております。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください（自動音声に従って「２」を選択してください。）。

評定担当署一覧

評定担当地域	評定担当署
茨城県全域	〒310-8666 水戸市北見町１番 17 号 **水戸税務署　評価専門官** ℡　029-231-4211（代表）
栃木県全域	〒320-8655 宇都宮市昭和２丁目１番７号 **宇都宮税務署　評価専門官** ℡　028-621-2151（代表）
群馬県全域	〒371-8686 前橋市大手町２丁目３番１号 前橋地方合同庁舎 **前橋税務署　評価専門官** ℡　027-224-4371（代表）
川越署、秩父署、所沢署、東松山署、朝霞署の管内	〒350-8666 川越市大字並木 452 番地の２ **川越税務署　評価専門官** ℡　049-235-9411（代表）
川口署、西川口署、浦和署、大宮署、上尾署の管内	〒330-9590 さいたま市中央区新都心１番地１ さいたま新都心合同庁舎１号館 **浦和税務署　評価専門官** ℡　048-600-5400（代表）
熊谷署、行田署、本庄署、春日部署、越谷署の管内	〒344-8686 春日部市大沼２丁目 12 番地１ **春日部税務署　評価専門官** ℡　048-733-2111（代表）
新潟県全域	〒951-8685 新潟市中央区西大畑町 5191 番地 **新潟税務署　評価専門官** ℡　025-229-2151（代表）
長野県全域	〒380-8612 長野市西後町 608 番地の２ **長野税務署　評価専門官** ℡　026-234-0111（代表）

（注）各税務署の電話は、自動音声によりご案内しています。問合せをされる場合は「２」を選択し、電話応対した職員に担当部署をお伝えください。